

堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について

三九

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄工事事務所	管轄工事事務所	河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄工事事務所	管轄工事事務所
○○川水系 ○○川	左(左) 岸 堤防	○○県○○郡○○町大字○○○○番地 先から○○県○○郡○○町大字○○字○○○○番地先まで	○○工事事務所 ○○工事事務所	○○工事事務所 ○○工事事務所	○○川水系 ○○川	左(右) 岸 堤防	○○県○○郡○○町大字○○○○番地 先から○○県○○郡○○町大字○○字○○○○番地先まで	○○工事事務所 ○○工事事務所	○○工事事務所 ○○工事事務所
			氏名 住所	氏名 住所				氏名 住所	氏名 住所

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面・路盤の部分を含む)、
路肩、道路の付属物その他のもつばら道路の
管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同
じ。)の新設(道路の付属物に係るものに限
る)、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長〇
〇メートルまでの範囲内にあるものについて
の維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
監理の期間

3 昭和 年 月 日から道路の存続す
る日まで

注 1 1のうち監督工事事務所が同一の場合
は、同欄を省略するとともに、公示文中
「同局監督工事事務所」を「同局〇〇工
事事務所」として当該監督工事事務所名
を記載すること。

2 3の始期は、協定実施の日とする。

11. 11のうち「管轄工事事務所」が同一の場合
は、同欄を省略することとともに、公示文书中
「同局管轄工事事務所」を「同局〇〇工
事事務所」として当該管轄工事事務所名
を記載すること。

2 3の始期は、協定実施の日とする。

○堤防と道路との兼用工作物管理協定の公示について

昭和五八・五・一一 建設省河川局発行の二
各都道府県知事あて 河川鷹本改修工事

標記について、各地方建設局河川部長、北海道開拓局運輸部長及び沖縄総合事務局開発建設部長並て別添写しのとおり通達したので、参考までに送付する。

○河川法第二章第三節第三款(ダムに関する特則)等の規定の運用について

昭和四二年一月二七日 建設省河川第一七八
各部道關係事務 あて 河川局長通達

股務改正 財和六三一題 一二九〇年河政局

標記については、下記による措置するものとして、もつてダムの適正な運営の確保を図ることといたされ

八

一 ダムの種類について
河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)以下「法」という。第二章第三節第三款の規定の運用上、法第二十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頭までの高さが十五メートル以上のもの(以下「ダム」という。)

を次のように分類する。

第一類 その設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加するダムで、これによつて生ずる災害を防止するため、当該増加流量を調節することができると思められる容量を確保して洪水に対処する必要が

九三

第一類 堆砂によりその上流の河床が上昇したダム又はその設置者が貯水池の敷地として権原を取得した土地の広さが十分でないダムで、洪水時にその上流の水位が上昇することによつて生ずる災害を防止するため、貯水池の水位を予備放瀬水位として洪水に対処する必要があるもの

卷之三

第二類 貯水池の容積に比して洪水吐の放流能力が大きいダム又は洪水吐ゲートの操作の方法が複雑であるダムで、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害の発生の防止上適切と認められるもの

第四章

第四種貯水池の水位を常時満水位として治水に対処しても災害の発生の防止上支障がないダム

二 河川の従前の機能の維持（法第四十四条）について
(1) ダムに関する水利使用の許可の申請がなされる場合又はこれがなされた場合においては、次の措置をとること。
イ 当該ダムの上流に生ずべき堆砂が原因となる災事が発生するおそれがないよう、その対策として十分の余裕を見込んだ計画が作成されるように申請者は指導すること。

この場合において、必要があると認めるときは、当該許可に、その対策に係る事項を条件として附すこととして、当該申請を受理する。」。

口 当該ダムが第一類のダムに該当すると認められるときは、当該許可に、法第四十四条の指示に係る事項を条件として附すること

(6) 既設のダムのうち、その上流の堆砂の状況に関する報告を定期になすべき旨の条件が水利使用の許可に附されているものその他現に第二類のダムに相当し、若しくは相當すると疑われる事例があるもの又は近く第二類のダムに該当するに至るおそれが大きいと認められるものについては、次の措置をとること。

イ 水利使用の許可に附された条件若しくは
法第七十八条第一項の規定に基づき、又は
当該ダムの設置者に対する指導により、毎
年、当該ダムの設置者から、その上流の

堆砂の状況に関する報告を徵し、これによつて災害が発生するおそれがないかどうかを検討すること。この場合にはいて、北海道開発局長は、その上流の堆砂の状況について第第七十八条第一項の規定による報告を徵する必要があると認めるダムがあるときは、すみやかに、建設大臣に対し、その旨を上申すること。

いて法第四十四条第一項に規定する施設の設置又はこれに代わるべき措置（洪水が達することとなる他の所有地を貯水池の貯地とするための買収その他の権原の取得を含む。）を行なう必要があると認めるときは、当該ダムの設置者が逓減なくこれを行なうように当該ダムの設置者を指導すること。

ハ 口により指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるとときは、地方建設大臣長（北海道開発局長を含む。以下同じ。）にあつては建設大臣に対し法第四十四条第一項の指示をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該指示をすること。この場合における上申又は承認の申請は、上申書又は申請書に指示書の案のほか、当該指示を必要とする理由、口の指揮の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。

二 洪水調節施設（法第四十五条）、通報施設（法第四十六条第二項）及び警報施設（法第四十八条）について

(1) ダムに関する水利使用の許可の申請がなされたときは、当該許可に、法第四十五条の概測施設、法第四十六条第二項の通報施設及び河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号。以

下「令」という。）第三十一条の警告をするためのサイレン、警報車等の設置に関する計画を河川管理者の承認に係らしめる旨の条件を附することとして、当該申請を処理すること。

(2) 令附則第九条の規定の適用を受けるダムで、これに係る法第四十五条の閲測施設又は法第四十六条第二項の通報施設が令第二千六条又は第二千八条の規定に適合していないものについては、昭和四十三年三月三十一日までの間に、これらの規定に適合する当該閲測施設及び通報施設を設けるように当該ダムの設置者を指導すること。

(3) 令第三十一条の警告をするためのサイレンは、洪水時ににおけるその吹鳴が洪水によって生ずる災害の防止上有効かつ適切であると認められるときは、できるだけ、予備電源設備を附置する等暴雨雨の下においてもその吹鳴を確保することができるものとするように、

四 四 ダムの操作規程（法第四十七条）について

(1) 法第四十七条第一項の規定によりダムの設置者が操作規程を定め、又は変更するときは、別添第一の標準操作規程の例によつてするよう当該ダムの設置者を指導すること。

(2) 既設のダムのうち、別添第二に掲げるものの他規に定められている操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認められるもの

については、次の措置をとること。
イ 当該ダムの設置者が逓減なく法第四十七条第一項の承認を受けて当該操作規程を変更するように当該ダムの設置者を指導すること。

ロ イにより指導した場合において、当該指導によつてはその目的を十分達成することができないと認めるとときは、地方建設大臣長にあつては建設大臣に対し法第四十七条第一項の命令をすべき旨を上申し、都道府県知事にあつてはあらかじめ建設大臣の承認を受けて当該命令をすること。この場合に申請書に命令書の案のほか、当該命令を必要とする理由、イの指導の経過及び結果その他参考となるべき事項を記載した図書を添付し、これらを建設大臣に提出してすること。

(3) 法第四十四条の規定により指示することができる事項で、現に定められている操作規程の変更を伴うものに關し、法第四十七条第四項の命令をするとときは、当該事項に關する法第四十四条第一項の指示どもわせて、又はその指示をした後にしなければならないものであること。

五 五 洪水調節のための指示（法第五十二条）について

(1) 別添第二に掲げる第一類のダムその他第

二十三条第一号又は第二号に該当するダムについては、その下流の地域に洪水による災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において法第五十二条の指示をすることが、必要かつ適切であるかどうかを検討すること。

(2) (1)の検討の結果に基づき、法第五十二条の指示をすることが予想されるダムがあるときは、当該指示に基づく措置が円滑に行なわれるように、当該ダムの設置者との協議により、その措置の内容、当該指示の伝達の方法その他当該指示に関する事項をできるだけ予定し

(3) ておく。

(2)の協議が成立したとき、又は当該協議の成立が困難であることが明らかになつたときは、すみやかに、その成立した協議の内容又はその成立に至らない経過を本職に報告すること。

六 六 出水期前におけるダムの管理体制の整備について

毎年度、出水期前に、各ダムについて、法第七十八条第一項の規定による立入検査を行なうこと等により、洪水時において当該ダムを適切に管理することができる体制を整えておくよう当該ダムの設置者を指導すること。

別添第一 標準操作規程
一 この標準操作規程においては、次の条件をそ

なえるダムを想定して、これに關する操作規程を記載した。ただし、注として他の記載例その他参考となるべき事項を併記した。

二 二級河川に設置されるダムとする。

ハ 第一類のダムで、その設置に伴う下流の洪水流量の増加を予備放流方式により調節することとされているものとする。

二 二 予備放流水位は、原則として年間を通して一定とし、各洪水ごとに洪水警戒時において所定の水位まで低下させるものとする。

二 二 ただし、必要な場合は非洪水期における予備放流水位を定めることができるものとする。

二 二 他の河川から取水した流水を直接貯水池に注水する一の集水施設を有するものとする。

二 二 各個々の操作規程を作成するに当たつては、こ

の標準操作規程の規定について、必要に応じ、

取捨選択、変更等をするものとする。

〇〇ダム操作規程

第一章 総則 第一条 第二章 総則

第二章 ダム等の管理の原則

第一節 流水の貯留及び放流の方法 第十条

第二節 放流の際にとるべき措置等 第十四

第三節 洪水における措置に関する特則 第

二十一条第二十三条

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規程は、〇〇ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び〇〇貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 〇〇発電所（以下「発電所」という。）に、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第五十条第一項に規定する監理主任技術者は一人を置く。

二 二 前項の監理主任技術者は、部下の職員を指導監督して、汲及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に關する事務を誠実に行わなければならぬ。ダム及び貯水池の諸元等）

第三条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理に参考となるべき事項は、次のとおりとする。

（1）ダム高さ
二 二 ハ 口 梶原頂の標高
二 二 越流頂の標高
二 二 洪水吐ゲート